

I 総説

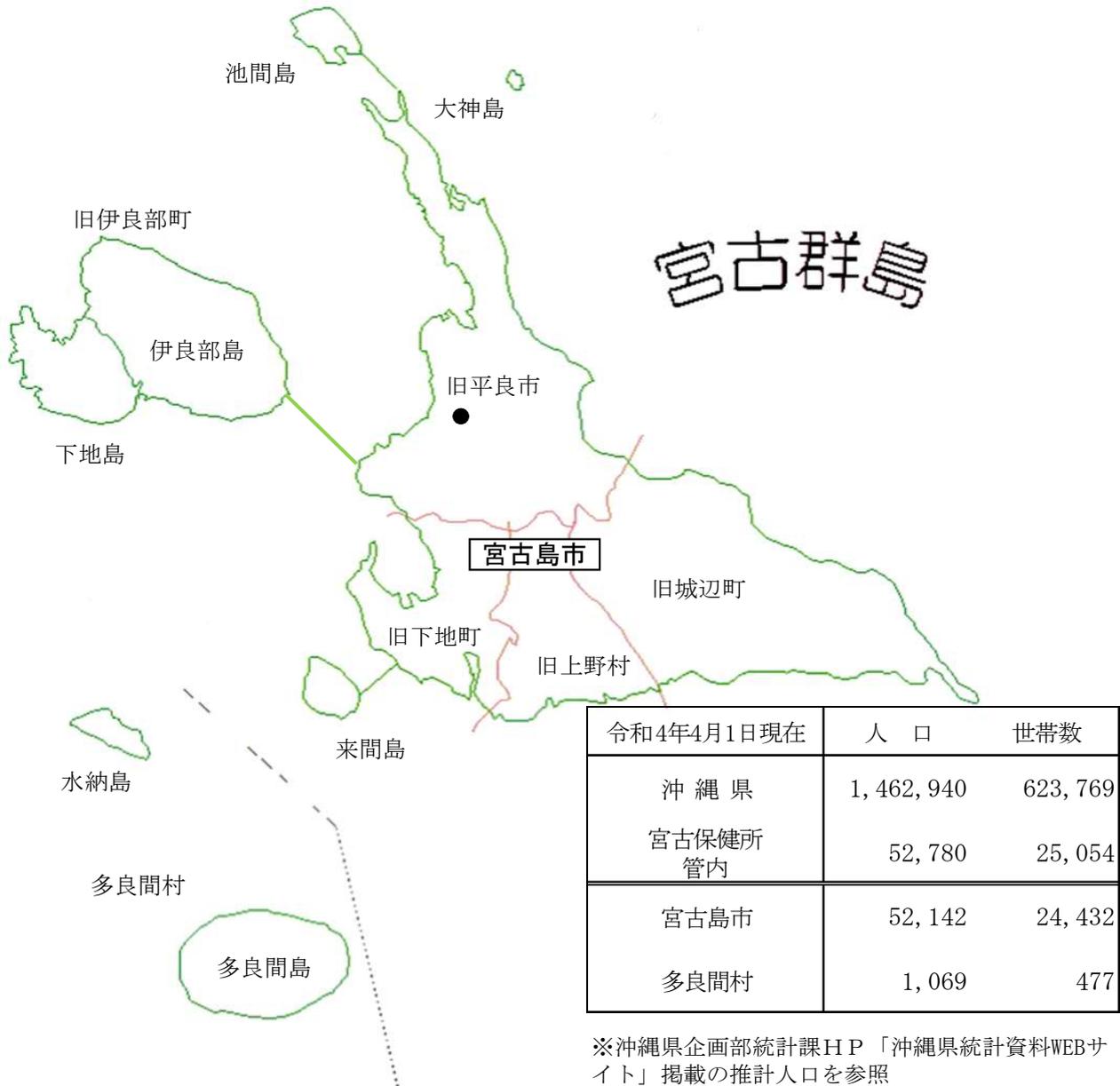
- 1 管内図
- 2 沿革
- 3 組織図及び業務内容
- 4 庁舎案内図
- 5 令和4年度歳入・歳出状況
- 6 所内業務案内
- 7 協議会



1 管内図

管内の状況

● 宮古保健所
〒906-0007
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地
TEL 0980-72-2420
FAX 0980-72-8446



宮古保健所が管轄している宮古群島は、大小8つの有人島からなり、総面積 225.9平方kmである。隆起サンゴ礁からなる平坦な島々で、年平均気温24.2℃、湿度82%、降水量 3768.0ミリで冬は暖かく、夏でも海から吹く風が炎暑を和らげてくれる、年間を通して温暖な亜熱帯海洋性気候である。

群島の中心をなしている宮古島は、県庁所在地である那覇市の南西方約290kmの距離に位置する。当宮古保健所は、1市1村※を管轄し、管内人口は52,142人、世帯数は24,432世帯(令和4年4月1日現在)である。人口に占める高齢者の割合は、県全体の22.1%に対し、管内では26.7%(令和2年国勢調査)と高い。

※ 平成17年10月1日に平良市、城辺町、下地町、伊良部町、上野村が合併して宮古島市となった。

2 沿革

旧宮古保健所の沿革	旧福祉事務所の沿革
<p>昭和27年 4月 琉球政府の設置に伴い、厚生局宮古保健所として元宮古群島政府慈善病院跡において業務を開始。</p> <p>11月 平良市字西里187番地に新庁舎竣工移転。</p>	<p>昭和27年 4月 琉球政府創立と同時に宮古民生事務所として発足する。</p> <p>9月 地方庁設置法により、宮古地方庁社会課となる。</p>
<p>昭和28年 4月 行政府事業部局組織法の改正により、厚生局は社会局となる。</p> <p>9月 社会局組織規則の公布により財政課、衛生課、保健予防課の3課が設置される。</p>	<p>昭和28年11月 社会福祉事業法が制定公布。</p> <p>昭和29年 9月 琉球政府行政事務局組織法の改正により福祉地区ごとに福祉に関する事務所を設置。</p>
<p>昭和35年 3月 社会局組織規則の一部改正により看護課を新設。保健予防課職員のうちで公衆衛生看護婦をもって看護課を構成する。</p>	<p>昭和29年10月 宮古地方庁社会課から宮古福祉事務所に改編される。</p>
<p>昭和36年 8月 行政府事業部組織法の改正により社会局は厚生局となる。</p>	<p>昭和32年11月 琉球政府行政事務局組織法の改正により、庶務課と保護課の2課を新設。市内あけぼの旅館に事務所を置く。その後4回の移転を経て、昭和36年に宮古総合庁舎に移転。</p>
<p>昭和40年 1月 フィラリア防遏本部が保健所内に設置される。</p>	<p>昭和47年 5月 沖縄の本土復帰により、沖縄県宮古福祉事務所となる。</p>
<p>昭和43年 1月 平良市字東仲宗根 807番地に保健所新庁舎竣工移転。</p> <p>5月 厚生局組織規則の一部改正により衛生監視員伊良部駐在所廃止。</p> <p>6月 佐良浜公看駐在所、多良間公看駐在所落成。</p> <p>7月 保健所に歯科診療業務開始される。</p>	<p>昭和48年 4月 平良市福祉事務所の新設に伴い、業務の一部を移管する。</p> <p>6月 行政組織の一部改正により、福祉課を新設。老人、身障、児童、母子、精薄福祉5法のほか、婦人保護事業と家庭児童相談員を配置。</p> <p>同月 庶務課を総務課と改称し、地域福祉担当指導員を配置。</p> <p>7月 平良市字下里 853-1沖縄食糧販売合資会社2階に移転。</p>
<p>昭和47年 5月 沖縄の本土復帰により沖縄県宮古保健所となる。</p> <p>同月 池間保健婦駐在が平良駐在から独立新設される。</p>	<p>昭和53年 4月 宮古総合庁舎に移転。福祉事務所の機構改革に伴い次長の職を置く。主事であった生活保護査察指導員を主任主事に改める。</p>
<p>昭和49年 3月 池間保健婦駐在所落成。</p> <p>7月 乳幼児一斉健診開始。</p>	<p>6月 婦人相談員の業務の集中管理体制に基づき、婦人相談所へ業務を移管する。</p>
<p>昭和50年 2月 医師官舎新築落成。</p>	<p>昭和54年 8月 主任主事が主査へ職名変更となる。</p>
<p>昭和53年 4月 組織規則の一部改正により次長の職を置き総務課を設置する。</p>	<p>昭和59年 4月 福祉事務所の機構改革により、次長兼総務課長が次長兼保護課長となる。地域福祉担当指導員を廃止する。</p>
<p>昭和54年 フィラリア防遏。</p> <p>昭和57年 巡回療育相談事業が小児発達センターの協力で開始。</p>	<p>平成 5年 4月 老人、身障の措置権を町村へ譲渡。</p> <p>平成 6年 4月 福祉事務所の組織再編により、総務課と福祉課を統廃合し、地域福祉課とする。</p>
<p>昭和57年11月 平良市字東仲宗根 476番地に保健所現庁舎竣工。</p> <p>12月 現庁舎へ移転。</p>	<p>平成 7年 4月 老人福祉法、身体障害者福祉法に基づく措置事務等に係る管内町村への指導監査業務が、県庁生活福祉部福祉総務課より移譲される。</p>
<p>昭和58年 6月 沖縄県食品衛生協会宮古支部設立。</p>	<p>平成 8年 4月 沖縄県行政組織規則の一部改正により宮古支庁福祉課（企画開発部地域・離島振興局所属）となり、地域福祉係及び保護係の二係体制となる。町村立保育所措置事務等に係る指導監査業務が、県庁生活福祉部福祉総務課より移譲される。</p>
<p>昭和59年 3月 多良間保健婦駐在所落成。</p>	<p>平成 9年 4月 町村社会福祉協議会に対する指導監査業務が、県庁生活福祉部福祉総務課より移譲される。</p>
<p>昭和63年11月 フィラリア防圧記念第20回沖縄県公衆衛生大会開催及びフィラリア防圧記念碑建立。</p>	
<p>平成 2年 3月 犬一時抑留所落成。</p>	
<p>平成 3年 4月 脳卒中情報システム事業開始。「脳出血ゼロ作戦」を保健所・宮古地区医師会・市町村共催で実施。</p>	
<p>平成 4年 2月 宮古保健所管内健康まつり。</p>	
<p>平成 5年 1月 厚生省多目的コホート調査研究事業開始(10年計画)。</p>	
<p>平成 5年 3月 健康増進室施設落成。</p>	
<p>平成 6年 9月 宮古地区禁煙大会開催。</p>	
<p>平成 7年 7月 特定疾患医療費助成申請受付事務開始。</p> <p>12月 「東京～宮古HOT交流会」実施。</p>	
<p>平成 8年 9月 管内初の腸管出血性大腸菌感染症 (O157・026)患者発生により感染症対策初動体制の確立。</p>	

(前ページからのつづき)

旧宮古保健所の沿革	旧福祉事務所の沿革
<p>平成 9年 2月 保健所内部改装、デイケア室、総合相談窓口設置。</p> <p>同月 「失語症ライブ」開始。</p> <p>3月 保健婦駐在制廃止。</p> <p>4月 組織規則の一部改正により、総務課（庶務班・企画情報班）、健康増進課（健康増進班・疾病予防班）、保健福祉課（精神保健福祉班・地域保健推進班）、生活環境課が設置される。</p> <p>10月 「全国失語症友の会宮古島交流会」開催。</p> <p>平成 8年～平成 9年 地域保健推進特別対策事業。離島小規模町村保健婦設置促進事業。管内町村保健婦の確保を図る。</p> <p>平成10年 4月 多良間村保健婦確保困難のため保健婦業務委託(1年契約)。</p> <p>平成10年～平成11年 地域保健特別対策事業「離島小規模町村保健婦確保対策事業」宮古広域事務組合での取り組み。</p> <p>平成 9年～平成11年 厚生科学研究事業「健康科学総合研究事業」分担研究「広域的障害者プランを中心としたモデル事業」。</p> <p>平成12年 3月 障害者プラン策定支援活動報告書「PCMを用いた障害者支援活動報告～広域的障害者福祉計画策定に向けて」発刊。</p> <p>平成10年～平成12年 厚生科学研究事業「こども家庭総合研究事業」分担研究「障害児の家族を含めた保健・医療ケアに関する研究」。</p> <p>平成12年11月 平成12年第2回厚生労働省多目的コホート班会議開催（全国会議）。</p> <p>平成13年 3月 「宮古島における療育相談のあゆみ」発刊。</p> <p>平成13年 9月 「全国地域生活支援ネットワークフォーラムin宮古」開催（保健・医療・福祉共催）。</p>	<p>平成12年 4月 身体障害児への補装具及び日常生活用具の給付事務が町村へ移譲される。</p>
<p>平成14年 4月 1日 宮古支庁福祉課と宮古保健所の組織統合により宮古福祉保健所がスタート</p>	
<p>平成14年 9月 宮古断酒会10周年記念大会。</p> <p>平成14年11月 宮古地区精神障害者家族会福祉連合会(みどりの会)20周年記念大会。</p> <p>平成15年 1月 麻疹患者全数把握事業開始。沖縄における「はしか"0"プロジェクト行動計画」開始。</p> <p>平成15年 4月 身体障害者、知的障害者の施設利用が措置制度から支援費制度に移行。</p> <p>平成16年 6月 厚生労働省多目的コホート研究第1回地域会議開催。</p> <p>平成16年10月 心臓検診の実施主体を宮古保健所から県立宮古病院に移行。</p> <p>平成17年10月 市町村合併(多良間を除く)に伴い、生活保護法、児童福祉法、特別児童扶養手当等、心身障害者扶養共済制度業務が宮古島市へ移譲される。</p> <p>平成18年 3月 福祉課が宮古支庁舎から現在の場所へ移動。</p> <p>平成18年 4月 沖縄県行政組織の一部改正により課体制から班体制に、所長直轄で企画調整スタッフが設置される。</p> <p>平成19年12月 「第一回宮古地区新型インフルエンザ対策想定訓練」実施。</p> <p>平成20年 3月 一般健康診断業務終了。</p> <p>平成21年 4月 沖縄県行政組織規則の一部改正により企画部宮古支庁宮古福祉保健所から福祉保健部宮古福祉保健所となる。</p> <p>平成21年 7月 新型インフルエンザの流行。</p> <p>平成23年 4月 福祉保健部の組織再編により企画調整スタッフを廃止。「庶務班」を「総務企画班」に改める。</p> <p>平成23年 9月 「宮古断酒会20周年記念大会」を実施。</p> <p>平成25年 1月 「歯科室」を改装し、25年7月から食品検査室として運用。</p> <p>平成26年 3月 老朽化のため医師官舎を廃止する。</p> <p>平成26年 4月 沖縄県行政組織規則の一部改正により、福祉保健部宮古福祉保健所から子ども生活福祉部宮古福祉保健所となる。</p>	

(前ページからのつづき)

平成28年4月1日 宮古保健所と宮古福祉事務所に組織分離し、保健医療部宮古保健所となる。

平成31年 3月 外壁及び屋上補修工事を施工

平成31年 3月 宮古福祉事務所が宮古合同庁舎へ移転

令和元年 5月 元号が令和となる（5月1日）

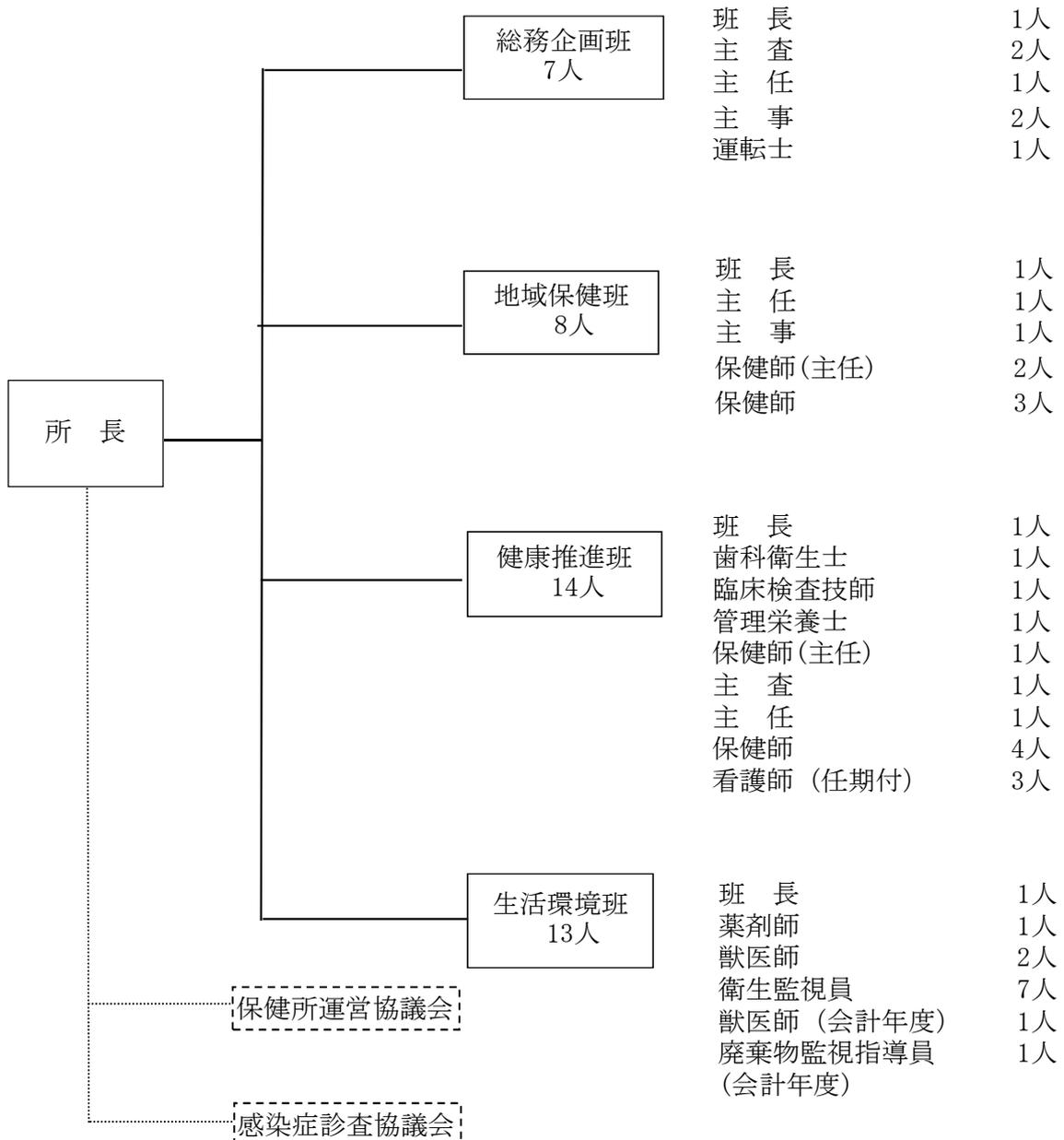
令和 2年 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和 2年 4月 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策宮古地方本部設置（令和2年4月15日付）

3 組織図(令和4年4月1日現在)及び業務内容

(1) 組織図

定 数	35人
再任用	1人
任期付職員	4人
会計年度任用職員	2人



(2) 各班の業務内容

〔総務企画班〕

- 1 予算、決算及びその他会計事務の総括に関する事。
- 2 現金出納、歳入に関する事。
- 3 金銭分任出納員に関する事。
- 4 監査の総括に関する事。
- 5 職員の人事、服務、研修、給与及び福利厚生に関する事。
- 6 労働安全衛生に関する事。
- 7 公務災害に関する事。
- 8 災害対策、健康危機管理対策に関する事。
- 9 公有財産及び物品の管理に関する事。
- 10 公用車の管理に関する事。
- 11 医療計画の推進に関する事。
- 12 保健所運営協議会に関する事。
- 13 所長会議、所内会議に関する事。
- 14 公印の管理に関する事。
- 15 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- 16 行政情報化事務の総括に関する事。
- 17 処務細則に関する事。
- 18 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- 19 保健事業者研修受入れに関する事。
- 20 保健所活動概況の編集に関する事。

〔健康推進班〕

- 1 健康づくりに関する事。
- 2 アルコール対策に関する事。
- 3 保健医療計画の推進に関する事。
- 4 地域・職域連携推進事業に関する事。
- 5 タバコ対策に関する事。
- 6 がん対策に関する事。
- 7 栄養関係事業に関する事。
- 8 市・村栄養関係事業に関する事。
- 9 糖尿病予防戦略事業（栄養情報提供店等）に関する事。
- 10 栄養成分表示等に関する事。
- 11 給食施設の指導に関する事。
- 12 栄養調査に関する事。
- 13 歯科保健事業に関する事。
- 14 障害児（者）歯科保健に関する事。
- 15 歯科医師会、歯科衛生士会との連携に関する事。
- 16 結核予防の啓発活動に関する事。
- 17 接触者健康診断に関する事。
- 18 結核治療（DOTS）支援に関する事。
- 19 結核サーベイランスに関する事。
- 20 感染症診査協議会に関する事。
- 21 結核特別対策推進事業に関する事。
- 22 定期健康診断報告に関する事。
- 23 結核事務に関する事。
- 24 感染症予防及び相談、調査に関する事。
- 25 感染症サーベイランスに関する事。
- 26 予防接種に関する事。
- 27 X線検査に関する事。
- 28 X線機器、機材の保守及び整備に関する事。
- 29 臨床検査に関する事。
- 30 食中毒、伝染病発生時の細菌検査に関する事。
- 31 栄養調査における臨床検査に関する事。
- 32 検査機器、資材の保守及び整備に関する事。
- 33 石綿健康被害者救済制度に関する事。
- 34 熱中症に関する事。
- 35 多目的コホート研究事業に関する事。

〔地域保健班〕

- 1 精神障害者の社会復帰に関する事。
- 2 家族会育成、支援に関する事。
- 3 精神障害者の入院措置・個別支援等に関する事。
- 4 精神病院の実地指導に関する事。
- 5 市村の精神保健福祉対策の推進、支援に関する事。
- 6 自殺対策に関する事。
- 7 精神保健福祉法に関する事。
- 8 障害者総合支援法に関する事。
- 9 心神喪失者医療観察法に関する事。
- 10 精神保健・医療・福祉普及啓発に関する事。
- 11 母子保健に関する事。
- 12 小児慢性特定疾患に関する事。
- 13 障害児親の会育成、支援に関する事。
- 14 市村母子保健推進、支援に関する事。
- 15 受胎調節実施指導員認定事務に関する事。
- 16 関係機関の連携に関する事。
- 17 難病対策に関する事。
- 18 特定疾患申請事務に関する事。
- 19 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の相談に関する事。
- 20 原爆被爆者健康診断及び個別相談に関する事。
- 21 保健師に関する事。
- 22 特定町村支援に関する事。
- 23 学生実習に関する事。

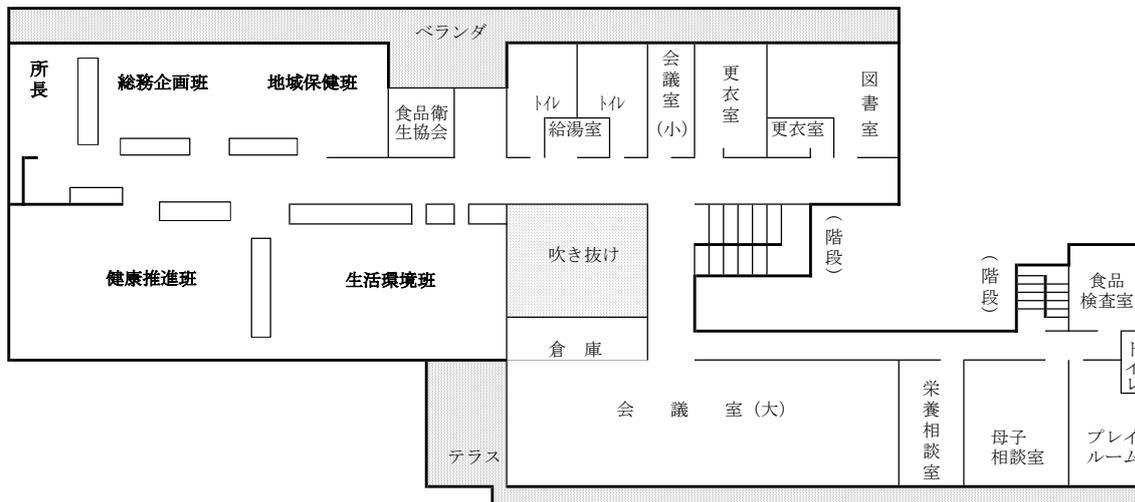
〔生活環境班〕

- 1 食品衛生法に基づく営業許可及び営業届等の事務に関する事。
- 2 食品の収去、検査及び一般食品衛生の指導に関する事。
- 3 食中毒調査に関する事。
- 4 家庭用品に関する事。
- 5 食品衛生協会、関係団体の指導に関する事。
- 6 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び指導監督に関する事。
- 7 興行場、旅館、公衆浴場の許可事務及び指導監督に関する事。
- 8 建築物における衛生的環境の確保に関する法に関する事。
- 9 ハブクラゲ等海洋危険生物対策に関する事。
- 10 そ族昆虫及び衛生害虫の駆除指導に関する事。
- 11 と畜場法、食鳥処理法及び化製場法並びに死亡獣畜取扱場に関する事。
- 12 狂犬病の予防、野犬の捕獲、咬傷事故に関する事。
- 13 動物の愛護及び管理に関する事。
- 14 医療法、医薬品医療機器等法、毒物劇物に関する事。
- 15 医師、歯科医師その他医療関係者に関する事。
- 16 血液事業に関する事。
- 17 あん摩等に関する法律及び柔道整復師法に関する事。
- 18 覚せい剤取締法の施行に関する事。
- 19 麻薬及び向精神薬取締法に関する事。
- 20 公害苦情の処理及び調査指導に関する事。
- 21 公害に対する情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 22 水質汚濁防止法に関する事。
- 23 赤土等流出防止条例に関する事。
- 24 大気汚染防止法に関する事。
- 25 フロン回収破壊法に関する事。
- 26 ダイオキシン類特別措置法に関する事。
- 27 温泉法に関する事。
- 28 土壌汚染対策法に関する事。
- 29 沖縄県生活環境保全条例に関する事。
- 30 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の監視指導に関する事。
- 31 浄化槽法に関する事。
- 32 自動車リサイクル法に関する事。
- 33 PCB特別措置法に関する事。
- 34 研修の実施に関する事。
- 35 住宅宿泊事業法に関する事。

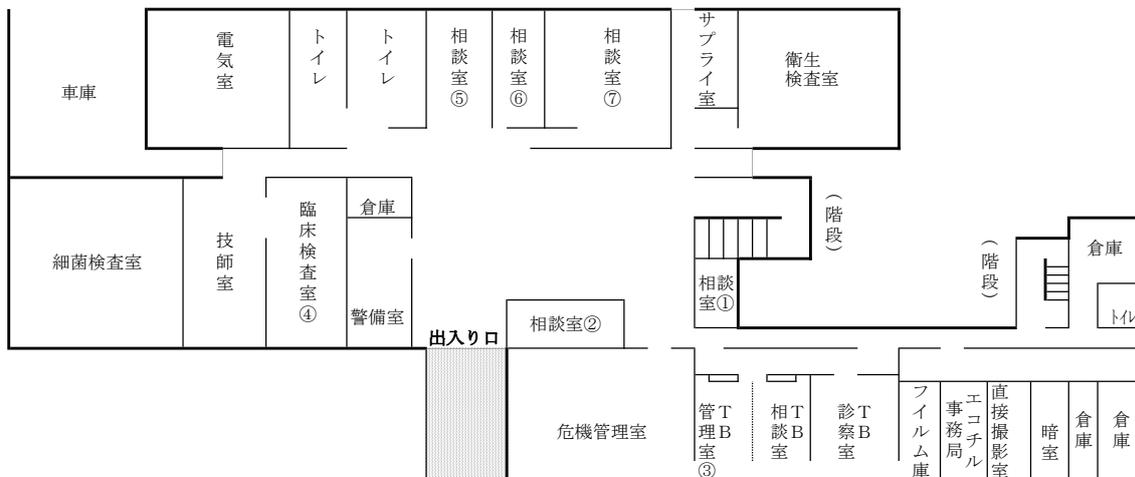
4 庁舎案内図（令和4年度）

名 称：沖縄県宮古保健所
 所 在 地：沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地
 建設延面積：1,666.00m²
 敷地面積：4,200.26m²

2階



1階



5 令和4年度歳入・歳出状況

(1) 令和4年度科目別歳入決算状況、対前年度比較

一般会計

単位：千円

科目名	令和4年度	令和3年度	増減額	対前年度比
(款) 使用料及び手数料	0	0	0	—
(項) 使用料	0	0	0	—
(目) 衛生使用料	0	0	0	—
(節) 建物使用料	0	0	0	—
(款) 財産収入	11	12	△ 1	91.7%
(項) 財産売払収入	11	12	△ 1	91.7%
(目) 物品売払収入	11	12	△ 1	91.7%
(節) 不用品売払代	11	12	△ 1	91.7%
(款) 諸収入	96	75	21	128.0%
(項) 雑入	96	75	21	128.0%
(目) 雑入	96	75	21	128.0%
(節) 雑入	96	75	21	128.0%
合 計	107	87	20	123.0%

(2) 令和4年度歳出予算科目別執行状況、対前年度比較

一般会計

単位：千円

科目名	令和4年度	令和3年度	増減額	対前年度比
(款) 衛生費	479,019	408,697	70,322	117.2%
(項) 公衆衛生費	18,878	11,989	6,889	157.5%
(目) 公衆衛生総務費	0	0	0	-
(目) 予防費	15,722	9,746	5,976	161.3%
(目) 結核対策費	695	907	△ 212	76.6%
(目) 精神衛生費	499	290	209	172.1%
(目) 母子保健衛生費	87	69	18	126.1%
(目) 小児慢性特定疾患等対策費	48	63	△ 15	76.2%
(目) 健康増進推進費	1,736	809	927	214.6%
(目) 原爆障害対策費	16	23	△ 7	69.6%
(目) 特定疾患対策費	75	82	△ 7	91.5%
(項) 環境衛生費	17,125	17,687	△ 562	96.8%
(目) 環境衛生総務費	460	520	△ 60	88.5%
(目) 食品衛生指導費	12,995	14,157	△ 1,162	91.8%
(目) 環境衛生指導費	3,670	3,010	660	121.9%
(項) 環境保全費	965	889	76	108.5%
(目) 環境保全費	965	889	76	108.5%
(項) 保健所費	25,738	19,850	5,888	129.7%
(目) 保健所費	23,192	19,215	3,977	120.7%
(目) 保健所施設整備費	2,546	635	1,911	400.9%
(項) 医薬費	416,313	358,282	58,031	116.2%
(目) 医務費	415,991	358,133	57,858	116.2%
(目) 薬務費	322	149	173	216.1%
(款) 民生費	45	43	2	104.7%
(項) 社会福祉費	45	43	2	104.7%
(目) 障害者自立支援諸費	45	43	2	104.7%
(款) 総務費	0	6	△ 6	-
(項) 総務管理費	0	6	△ 6	-
(目) 人事管理費	0	6	△ 6	-
(款) 労働費	0	0	0	-
(項) 労政費	0	0	0	-
(目) 労政総務費	0	0	0	-
(款) 教育費	0	0	0	-
(項) 大学費	0	0	0	-
(目) 看護大学費	0	0	0	-
合 計	479,064	408,746	70,324	117%

6 所内業務案内

令和4年度

業務内容	実施曜日	時間		相談窓口（電話）	
		午前	午後		
感染症関係	結核患者接触者健康診断、結核患者管理検診（精密検査）*	毎月第3火曜日		13:00～15:30	健康推進班 (0980-73-5074)
	B型・C型肝炎ウイルス、HIV、梅毒、クラミジア検査・相談*	火・木	9:00～11:00	13:00～15:00	
	B型・C型肝炎治療費助成申請及び相談	月～金	9:00～11:30	13:00～16:30	
づくり健康	喫煙可能室設置施設申請	月～金	9:00～11:30	13:00～16:30	
	美ぎ酒飲みカード発行	月～金	9:00～12:00	13:00～17:00	
母子保健	特定不妊治療費助成申請	月～金	9:00～11:30	13:00～16:30	地域保健班 (0980-72-8447)
	妊娠高血圧症候群等療養援護費申請				
	小児慢性特定疾病医療費助成申請及び相談				
難病	特定医療費（指定難病）支給認定申請	月～金	9:00～11:30	13:00～16:30	
精神保健福祉	精神保健専門医相談	毎月第3木曜日		14:00～17:00	
	精神保健福祉相談	月～金	9:00～11:30	13:00～16:30	
生活環境	食品衛生相談	月～金	8:30～12:00	13:00～17:00	生活環境班 (0980-72-3501)
	環境衛生相談				
	犬猫業務相談				
	医事・薬事相談				

* 感染症関係 結核：新型コロナウイルス対策業務対応のため一部縮小 検査：一時休止あり

自主活動支援	あだんの会（断酒会）	毎週金曜日		19:00～21:00	地域保健班 (0980-72-8447)
	エメラルドグリーングループ	毎週火曜日		19:00～20:00	
	四つ葉の会（膠原病友の会）	不定期	不定期		
	とうんがらの会（神経難病）	不定期	不定期		
	網膜色素変性症患者・家族の集い	不定期	不定期		
	あまいるの会	不定期	不定期		

* 自主活動については、新型コロナウイルス感染対策により活動停止期間あり

7 協議会

(1) 宮古保健所運営協議会

地域保健法第11条、沖縄県保健所運営協議会要綱に基づき、管内市村の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

ア 開催日時：令和5年2月22日 15:00～17:00

イ 開催場所：宮古保健所 健康増進室

ウ 議事内容

(ア) 厚生統計について

(イ) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正について

(ウ) 難病患者等の災害時・緊急時支援について

(エ) 宮古保健所管内における新型コロナウイルス感染症の発生状況と保健所の対応に

エ 宮古保健所運営協議会委員

役職名	氏名	区分	所属機関名	任期
委員	西里 安博	市長村代表	宮古島市生活環境部	R7.2.21
委員	新崎 博美	関係行政機関代表	県立宮古病院	〃
委員	竹井 太	医療関係団体代表	宮古地区医師会	〃
委員	本永 昌代	医療関係団体代表	宮古地区歯科医師会	〃
委員	下地 睦夫	医療関係団体代表	宮古地区薬剤師会	〃
委員	下地 紀子	医療関係団体代表	沖縄県看護協会宮古地区	〃
委員	比嘉 臣雄	福祉関係団体代表	宮古島市民生委員児童委員協議会	〃
委員	砂川 勤	学校保健関係者代表	宮古島市教育委員会	〃
委員	與那覇 律子	職域保健関係者代表	宮古島商工会議所(女性会)	〃
委員	本永 安子	利用者代表	宮古地区婦人連合会	〃

(2) 感染症診査協議会

ア 根拠法令

(ア) 感染症法第24条

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(イ) 感染症法第24条第3項

協議会は次に掲げる事務をつかさどる。

- a. 都道府県知事の諮問に応じ、第18条第1項の規定による通知、第20条第1項(第26条において準用する場合を含む)の規定による勧告及び第20条第4項(第26条において準用する場合を含む)の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。
- b. 第18条第6項及び第19条第7項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。

(ウ) 感染症法第24条第4項、第5項

協議会は、委員3人以上で組織する。

委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は医師のうちから任命しなければならない。

イ 令和4年度の開催状況及び承認件数

開催回数 18回

承認件数 5,992件（入院勧告 473件、就業制限 5,503件、入院期間延長（結核）1件、第37条の2 15件）

※新型コロナウイルス感染症の入院期間延長件数は含めず

さらに、治療状況の確認や事例検討及び管内の結核の課題等の協議も行っている。

ウ 宮古保健所感染症審査協議会委員

氏名	現職名
岸本 信三	県立宮古病院（医師）
山入端 一貴	県立宮古病院（医師）
下地 晃	城辺中央クリニック（医師）
宮城 和史	宮古島徳洲会病院（医師）
前里 裕輝	前里裕輝司法書士事務所（司法書士）
松原 静子	宮古島市人権擁護委員協議会委員